

令和 7 年度大分県次世代空モビリティ機運醸成イベント開催委託業務
に係る企画提案競技募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業務名
令和 7 年度大分県次世代空モビリティ機運醸成イベント開催委託業務
- (2) 目的
大分県内の県民に向け、空飛ぶクルマの実機飛行や実機展示等によるイベントを開催することで、空飛ぶクルマをはじめとした次世代空モビリティの認知度向上と社会実装に向けた機運醸成を図ることを目的とする。
- (3) 契約期間
契 約 締 結 日 ～ 令和 8 年 3 月 1 5 日
- (4) 業務概要
別添「令和 7 年度大分県次世代空モビリティ機運醸成イベント開催委託業務に係る仕様書」のとおり
- (5) 限度額 9,530,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画提案競技に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集開始 令和 7 年 8 月 6 日（水）
- (2) 質問受付期限 8 月 1 2 日（火） 1 7 時
- (3) 参加申込書提出期限 8 月 1 8 日（月） 1 7 時
- (4) 企画提案関係書類提出期限 8 月 2 2 日（金） 1 7 時
- (5) 審査会 8 月下旬（詳細は別途通知）
- (6) 審査結果の通知 8 月 2 9 日（金）（予定）

3 参加資格

本件への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (3) 受託業務に関するノウハウを有し、事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者に対応できる体制が整っていること。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とするものでないこと
- (6) 書類の提出期限日において、現に大分県や国及び他の自治体の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （８）大分県庁で行う提案競技審査委員会に参加できること。

4 参加申込及び資格審査書類

（１）参加申込書について

本件への参加を希望する者は「企画提案競技参加申込書」（第１号様式）を e-mail で提出すること。件名は「（提案競技参加申込）令和７年度大分県次世代空モビリティ機運醸成イベント開催委託業務（法人名）」とし、必ず電話にて到達確認をすること。

（２）資格審査書類の提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和７年８月１８日（月）１７時
- ② 提出先 e-mail アドレス：a14290@pref.oita.lg.jp
（大分県商工観光労働部 先端技術挑戦課 航空産業振興班）

（３）資格審査書類について

次の書類を PDF ファイルで作成し、e-mail で提出すること。件名は「（資格審査書類）令和７年度大分県次世代空モビリティ機運醸成イベント開催委託業務（法人名）」とし、必ず電話にて到達確認をすること。なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する資格を有する者は、⑤～⑨は不要とする。

- ① 企画提案競技参加資格確認申請書（第２号様式）
- ② 事業者概要書（第３号様式）
- ③ 誓約書（第４号様式）
- ④ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類
- ⑤ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- ⑥ 納税証明書（都道府県税）
- ⑦ 納税証明書（消費税及び地方消費税）
- ⑧ 履歴事項全部証明書
- ⑨ 印鑑証明書

（４）その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は、不参加とみなす。
また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和７年８月２２日（金）１７時までに e-mail で「辞退届」（第５号様式）を提出すること。

5 質問の受付及び回答

（１）受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（第６号様式）にて行うものとし、質問書は e-mail で提出すること。件名は「（質問）令和７年度大分県次世代空モビリティ機運醸成イベント開催委託業務（法人名）」とし、必ず電話にて到達確認をすること。

（２）質問書の受付期限及び提出先

- ① 受付期限 令和７年８月１２日（火）１７時

- ② 提出先 e-mail アドレス：a14290@pref.oita.lg.jp
(大分県商工観光労働部 先端技術挑戦課 航空産業振興班)

(3) 回答

質問書への回答は、8月15日(金)まで(予定)に、質問者に e-mail で回答し、県ホームページにも掲載する。なお、回答内容は、本実施要項の追加又は修正事項とみなす。

6 企画提案書等の提出

- (1) 本業務の目的等に留意のうえ次の企画提案書等を PDF ファイルで作成し、e-mail で提出すること。件名は「(企画提案書の提出) 令和7年度大分県次世代空モビリティ機運醸成イベント開催委託業務(法人名)」とし、必ず電話にて到達確認をすること。

① 企画提案書(様式自由、A4サイズ、20 ページまで)

- ・仕様書に沿って、本業務の趣旨を踏まえた具体的な企画提案とすること。
- ・仕様書に沿って、各業務内容の工程を明記すること。

② 見積書(様式自由、見積の根拠が分かる積算書を添付すること)

③ 業務執行体制(様式自由)

- ・本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合わせ等に出席する専任担当者を明記すること。
- ・協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務概要ごとに、当該企業の住所、名称を併記すること。

(2) 企画提案書等の提出期限及び提出先

① 提出期限 令和7年8月22日(金) 17 時まで

- ② 提出先 e-mail アドレス：a14290@pref.oita.lg.jp
(大分県商工観光労働部 先端技術挑戦課 航空産業振興班)

(3) その他

参加者につき提案は1件に限り、複数の提案は認めない。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

7 審査及び結果通知

- (1) 企画提案書等の審査は、「令和7年度大分県次世代空モビリティ機運醸成イベント開催委託業務に係る企画提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において、企画提案書類及び審査委員会でのプレゼンテーション等について別紙「評価項目及び配点」に照らして審査を行い、最優秀提案者1者及び次点1者を選定する。なお、参加者が1者のみの場合、審査結果において基準点(6割)を満たすときは、当該参加者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

なお、審査委員会は令和7年8月下旬(予定)とする。

- (2) 審査委員会では、参加者による企画提案に係るプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は1者 10 分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。なお、質問は 10 分程度とする。
- (3) 審査結果は、令和7年8月29日(金)を目処に審査委員会に出席した全ての参加者に対して文書により通知する。
- (4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて

不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。

9 本件に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎本館7階
大分県商工観光労働部 先端技術挑戦課 航空産業振興班
TEL 097-506-2475 e-mail a14290@pref.oita.lg.jp